

Q&A ー申請前の確認事項ー



業者と各住戸が契約、費用の徴収を行い、申請することは可能ですか。
その際、各住戸と施工業者が取り交わす契約や領収書を添付書類として申請することは可能ですか。

区分所有者が契約締結・支払いを行う形態でも、申請可能です。

その際は、各住戸の区分所有者と施工業者間で取り交わした契約書・領収書を
管理組合が申請住戸数分まとめて申請してください。
新たな契約形態に関しては次ページをご確認ください。



この場合、区分所有者ごとに施工業者を自由に選択可能になるかと思いますが、
1つの申請に複数の施工業者が関わることは可能ですか。

「総住戸数の3/4以上の交換を実施する」という要件を満たすことが前提となりますが、

1つの申請に複数の施工業者が関わることは問題ございません。

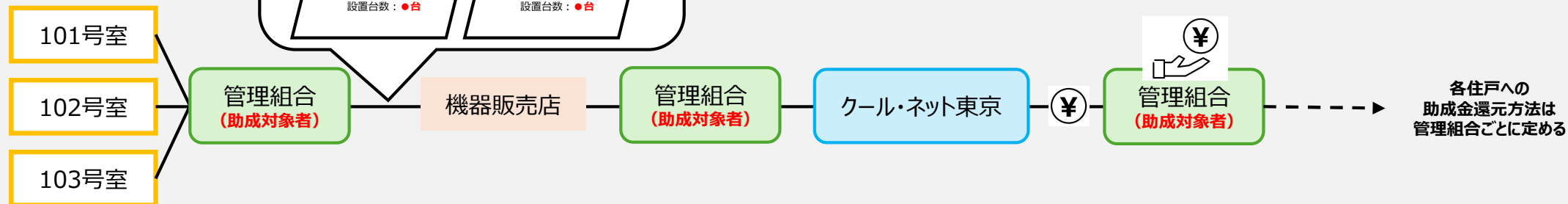
代行事業者の請負に関しては、申請者の任意になるため、制限はございません。
1つの申請に複数の施工業者が関係する場合は、管理組合が中心となって連携を行い、申請してください。



■ 各契約形態のまとめ（事前申込以降の流れ）

パターン①

※総住戸数の3/4以上の住戸で
交換実施すること



申請住戸数
最終決定

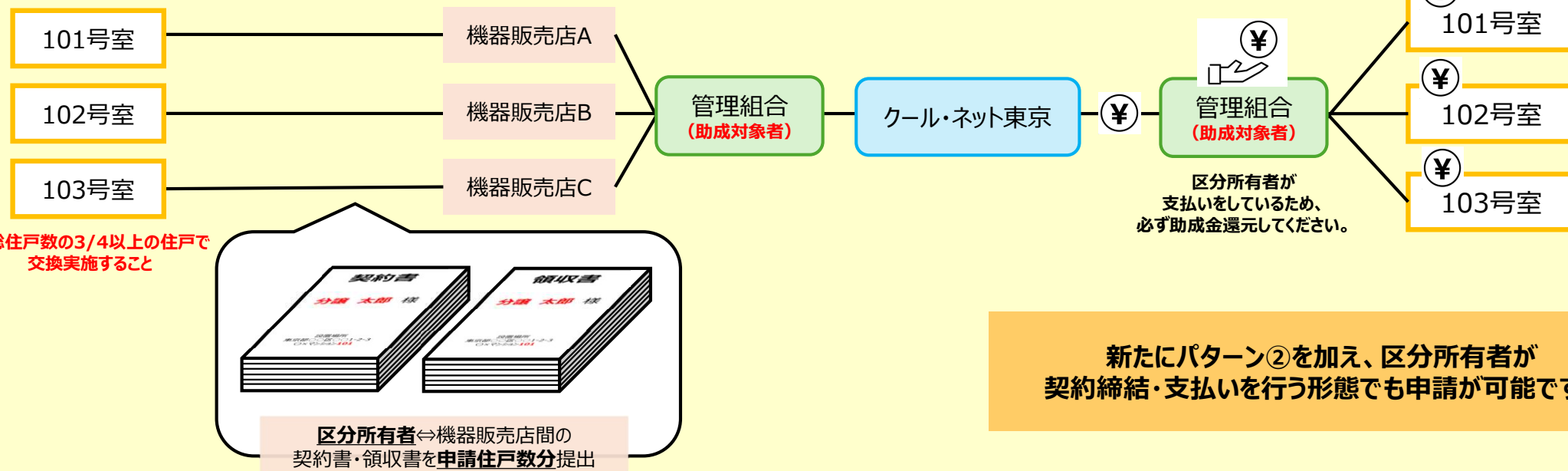
契約締結
支払い

交付申兼実績報告

助成金交付

パターン②

※総住戸数の3/4以上の住戸で
交換実施すること



新たにパターン②を加え、区分所有者が
契約締結・支払いを行う形態でも申請が可能です。

■ パターン② 区分所有者が契約締結・支払いを行う場合の注意点

【助成金の還元に関して】

管理組合（法人）は、公社より助成金を受けた場合、機器費及び工事費の支払いを行った区分所有者へ適正かつ速やかに還元を行ってください。

【処分制限期間に関して】

処分制限期間中に処分を行う場合について、**交付要綱第25条の説明を区分所有者へ必ず行ってください。**実際に処分が発生した際は、処分に伴う算出額の請求を受けた時は、区分所有者より徴収を行い、公社へ納付してください。

【申請書類に関して】

事前申込・交付申請兼実績報告時にご提出いただく、**申請書類の枚数が異なります。**詳細は次ページをご確認ください。

■ 契約形態ごとに異なる申請書類の提出枚数まとめ

書類の種類	契約者	
	管理組合	区分所有者
見積書	1部	申請予定住戸数分
理事長選任時の議事録	1部	1部
本人確認書類等 ※管理組合法人の場合※実在証明書類	1部	1部
工事請負契約書又は売買契約書	1部 ※複数の事業者と契約する場合は、全事業者分を提出してください。	申請住戸数分
領収書	1部 ※複数の事業者と契約する場合は、全事業者分を提出してください。	申請住戸数分
領収書内訳書	1部 ※複数の事業者と契約する場合は、事業者ごとに書類を作成し、まとめて提出してください。	1部 ※複数の事業者と契約する場合は、事業者ごとに書類を作成し、まとめて提出してください。
助成対象経費明細書	1部	1部
口座情報が確認できる書類	1部	1部
分譲マンションの全景写真	1部	1部
住戸数証明書	1部	1部
平面図	1部	1部
写真台紙（玄関ドア・部屋番号・設置状況・銘板）	申請住戸数分	申請住戸数分
保証書（新品かつ未使用品であることの証明書）	申請住戸数分	申請住戸数分
地方公共団体補助金の交付通知書等	該当する申請住戸数分のみ	該当する申請住戸数分のみ
再生可能エネルギー電力メニューを契約していることが分かる書類	該当する申請住戸数分のみ	該当する申請住戸数分のみ
リース事業者の実在証明書類	1部 ※複数の事業者が機器貸与する場合は、全事業者分を提出してください。	1部 ※複数の事業者が機器貸与する場合は、全事業者分を提出してください。
リース契約等証明書	1部	申請住戸数分
機器貸与等に係る覚書	1部	申請住戸数分

【補足事項】1部と記載がある書類は、管理組合が作成を行い、ご提出いただく書類です。